

## 群馬県スポーツ協会スポーツ四賞対象及び推薦基準

### 《スポーツ功労者賞》

#### 1 表彰の対象

- (1) 本協会の役員、評議員・学識経験委員として功労のあった者
- (2) 競技団体において選手育成に功労のあった者
- (3) 加盟団体においてスポーツ振興に功労のあった者
- (4) その他、本協会の諸事業の推進に功労のあった者

#### 2 推薦基準

- (1) 50歳以上の者
- (2) 本協会の役員6年、評議員・学識経験委員10年以上在任した者については、退任後会長推薦により表彰する。
- (3) 各団体からの具申は、当該団体で10年以上スポーツ振興に功績のある者
- (4) その他、本会の諸事業に功労のあった者とは、本県のスポーツ振興に功績のある者で会長推薦により表彰する。
- (5) (2)～(4)の推薦基準の他、競技スポーツ部門については下記の者も該当する。
  - ① 国民体育大会に選手・監督・本会で認められた支援スタッフで通算20年以上出場した者
- (6) (2)～(4)の推薦基準の他、生涯スポーツ部門については下記の者も該当する。
  - ① 地域又は職場において10年以上生涯スポーツ・健康増進事業に功労のあった者
  - ② 現在も生涯スポーツ・健康増進事業を指導している者
  - ③ 群馬県レクリエーション協会の傘下の団体にあつては、群馬県レクリエーション協会長の表彰を受けた者
- (7) スポーツ功労者の受賞は、1人1回限りとする。

### 《最優秀選手及び最優秀指導者賞》

#### 1 表彰の対象

- (1) 国際大会(2の(1)で規定)に日本代表として出場した選手及びその指導者
- (2) 国際大会(2の(2)で規定)で3位以内に入賞した選手
- (3) 全国大会での優勝選手・日本記録を樹立した選手及びその指導者
- (4) 国際大会(2の(1、2)で規定)日本代表チームの監督・コーチ
- (5) オリンピックに参加した選手をジュニア期に育成した指導者(4で規定)
- (6) 上記に該当する選手のうち、小学生は除く。

#### 2 対象となる国際大会

- (1) 1項(1)に該当する国際大会  
日本を代表して出場する当該国際団体(I O C・I F)の最高権威の大会とする。  
オリンピック競技会・世界選手権等
- (2) 1項(2)に該当する国際大会  
アジア大会・ユニバーシアード大会・世界ジュニア選手権・ワールドカップ(年間数

試合)等

3 対象となる全国大会

文部科学省・日本体育協会・中央競技団体等が主催し、当該競技の国内最高権威の大会とする。国民体育大会・全日本選手権・全国高校選手権大会・全国中学生大会・全日本学生選手権・全日本ジュニア選手権等

4 育成指導者とは、当該選手のジュニア期の指導者とし、1選手1回を限度とする。

5 団体競技の推薦数は、大会要項のエントリー数とする。

### 《優秀選手賞》

1 表彰の対象

(1) 全国大会で3位以内に入賞した個人・団体（最優秀選手に該当する選手は除く。）

(2) 最優秀対象に準ずる全国規模大会での優勝した個人・団体

(3) 国民体育大会で8位までに入賞した個人・団体（最優秀選手に該当する選手は除く。）

(4) 上記に該当する選手のうち、小学生は除く。

2 対象となる全国大会

(1) 全国大会とは、前記（最優秀選手賞・最優秀指導者賞）と同様の基準による。

(2) 全国規模大会とは、最優秀対象に準ずる全国大会とする。

3 団体競技の推薦数は、大会要項のエントリー数とする。

### 《ジュニアスポーツ奨励賞》

1 表彰の対象

学校教育法第1章第1条で定められた小学校（原則として4年生以上）、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（3年生まで）、特別支援学校に在学している20歳未満の者とする。

(1) 小学生で最優秀選手賞又は優秀選手賞に該当する個人・団体

(2) 小・中・高校生で関東大会優勝、全国規模大会3位以内に入賞した個人・団体（優秀選手に該当する選手は除く。）

(3) 小・中・高校生で群馬県新記録を樹立した個人・団体

2 全国規模大会・関東大会

全国規模大会・関東大会とは、各競技団体及び教育委員会並びに学校スポーツ団体が共催又は後援する大会とし、地区ブロック大会は除く。

3 団体競技の推薦数は、大会要項のエントリー数とする。

### 《群馬県スポーツ協会長特別功労者賞》

1 表彰の対象

本協会役員として特に顕著な功労のあった者

2 推薦基準

(1) 本協会の役員として20年以上在任した者で、併せて委員会等で特に功績があった者。

(2) その他、上記と同等以上の功績があったと認められる者。

(3) 上記に該当する者は、退任後総務委員会で推薦し理事会の承認を得て会長が決定する。

(4) 特別功労者賞の受賞は、1人1回限りとする。

3 表彰の期日及び方法

群馬県スポーツ協会スポーツ四賞表彰式と同期日に行い、記念品と賞状を授与する。

《群馬県スポーツ協会長特別賞》

1 目的

高度に鍛えられた人間が限界に挑戦するスポーツ活動で、多くの県民を感動させ、生きる勇気と活力を与えてくれた個人・団体に対し、特別賞を授与しその栄誉を讃えることを目的とする。

2 表彰の対象

本協会の加盟団体であり、特に顕著な実績を上げた個人・団体とする。

3 推薦方法と決定

当該年に特別賞の対象としてふさわしい個人・団体がある場合は、総務委員会で推薦し理事会の承認を得て会長が決定する。

4 表彰の期日及び方法

群馬県スポーツ協会スポーツ四賞表彰式と同期日に行い、記念品と賞状を授与する。